令和8年度 コミュニティ助成事業について

　この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収入を原資として実施する社会貢献広報事業で、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

【**助成対象団体】**

町会など地域に密着して活動する団体として区が認めるコミュニティ組織

　　※地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第３セクター、その活動が地域に密着しているとは言い難い団体等は除きます。

**【助成対象事業】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | コミュニティ助成事業 |
| ①一般コミュニティ助成事業 | ②地域防災組織育成助成事業 |
| 内容 | コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。例：お祭り用品（お御輿、やぐら等）イベント用品（テント、テーブル等） | 地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。例：基礎工事の伴わない簡易な物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）、防災備品 |
| 注意事項 |  | ●食料品等の使用期限のある備蓄品、数回の利用で消費される備蓄品、消火器、避難道等の整備、車両に搭載する目的の備品、救急セットは**対象外**●申請される備品等の保管場所を確保すること。 |
| 助成金額 | １００万円～２５０万円 | ３０万～２００万円 |
| 申請団体数 | ２町会 | ２町会 |
| 所管課 | 区民活動推進課 | 防災危機管理課 |

※両方の助成事業に申し込むことはできません。

※区から自治総合センターへ申請できる件数は、①２町会、②２町会の計４町会です。申込みが多数あった場合には、公開抽選を行います。

※申込み多数の場合、過去に①②の各助成を受けたことがある町会は、該当助成の抽選の対象外とします。（例：申込み多数の場合、東二町会は①に申し込んでも抽選から除外）

※事業費が助成金額に満たない事業は対象外となります。また、助成金額上限超える場合は、その超えた分は実施団体の負担となります。

　　※助成金は10万円単位の額となり、10万円未満の経費は、実施団体の負担となります。

　　　（例：事業費が1３5万円の場合は、助成金130万円、自己負担５万円となります）

**【申込方法】**

　　申請を希望する町会は、申込書を下記の期限までに提出してください。

（１）提出期限　　令和7年8月8日（金）

（２）提 出 先　　区民活動推進課・東部区民事務所・西部区民事務所

（３）提出方法　　持参、ファックス、メール

（４）提出書類　　一般コミュニティ助成事業 助成申込書

　　　　　　　　　地域防災組織育成助成事業 助成申込書

**【申込書類提出後の流れ】**

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 内容 |
| 7月 | 区政連絡会において周知・募集開始。（締め切り：8月8日（金）） |
| 8月 | 申込多数の場合、町連の正副会長会（8月22日）において、抽選し、申請する町会を決定。 |
| 8月下旬 | 令和8年度コミュニティ助成の事業概要が公表される。申請できることになった町会は、申請に必要な書類を作成する。 |
| 10月 | 自治総合センターへ申請書類を提出する。 |
| 3月 | 令和8年度コミュニティ助成の対象団体が決定する。 |
| 4月 | 助成対象団体へ助成決定通知を発送する。 |

　　※事業開始は、区からの交付決定通知後になります。交付決定前に事業に着手された場合は、助成金を交付できなくなりますので、ご留意ください。

昨年度例：令和7年度事業について、令和6年7月に募集（①に20町会、②に2町会が申込み）。

　　　　　　　①は抽選を行い、東二町会・高松一丁目町会が申請。

②は抽選をせず、池袋通西睦町会・雑司が谷一丁目町会が申請。

令和7年3月末に決定通知が届き、東二町会のみが令和7年度助成事業として採択された。

【**留意事項】**

・事業の採択・不採択の決定は、自治総合センターが行います。自治総合センターへ

申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんので、ご了承ください。

　・令和8年度の本助成事業の実施については、自治総合センターより８月下旬頃に発表予定のため、実施されない場合や条件等に変更が生じる場合があります。

　・自治総合センターへの申請が決定した町会は、決定後に改めて自治総合センターへの申請に必要な書類（申請事業の見積書、町会の規約、町会の令和7年度事業計画書及び収支予算書、事業内容に関する資料等）を提出していただきます。

　・助成金の交付は、事業が終了し、業者へ全額支払った後、実績報告関係書類（領収書等）の提出後となりますので、財源に懸念がない前提で申請してください。

　・本事業は、宝くじの受託事業収入を財源として助成することから、整備する備品等に宝くじの広報表示（※）を行うことが条件となります。

　・申請される備品等の保管場所を確保してください。また、第三者の建物に保管する場合、事前に所有者の承諾を得てください。事業完了時に承諾書等の提出が必要になります。

・実施事業について、令和８年度中に「広報としま」へ掲載する必要があるため、令和9年１月末までに事業を完了させてください。

【担当・問い合わせ】

区民活動推進課　地域振興グループ　（電話）3981-0479

（FAX）3981-1213

（メール）**A0029701@city.toshima.lg.jp**

（※）宝くじの広報表示